

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社オリエンタルコンサルタントホールディングス			コード	2498
提出日	2025/12/8	異動（予定）日	2025/12/24		
独立役員届出書の提出理由	・独立役員である田代真巳氏が2025年12月24日付、任期満了で社外取締役を退任するため。				
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	高橋明人	社外取締役	○													○	有	
2	小泉明朗	社外取締役	○													○	新任	有
3	圓山 卓	社外監査役	○													○	有	
4	町田英之	社外監査役	○													○	有	
5																		

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1		高橋明人氏は、弁護士として企業法務に精通し、法律の専門家としての豊富な知識・経験を有しております。その知識や経験を主に当社グループのコンプライアンス経営やリスクマネジメント経営に活かしていただくため、引き続き社外取締役候補者として選任をお願いしております。 また、一般株主と利益相反が生じる恐れのない者と判断し、当社の独立役員として指定しております。
2		小泉明朗氏は、金融機関での長期にわたる業務経験を通じて、財務会計の専門家としての豊富な知識・経験を有しております。その知識や経験を主に当社グループの事業活動や財務会計の管理、監督に活かしていただくため、新たに社外取締役候補者として選任をお願いしております。 また、一般株主と利益相反が生じる恐れのない者と判断し、当社の独立役員として指定しております。
3		圓山卓氏は、弁護士として企業法務に精通し、専門家としての豊富な知識・経験と高い倫理観に基づき、業務執行を行う経営陣から独立した立場で、その知識・経験等をもとに、当社の適正な企業活動への助言や監査を期待したため、引き続き社外監査役候補者として選任をお願いしております。 また、一般株主と利益相反が生じる恐れのない者と判断し、当社の独立役員として指定しております。
4		町田英之氏は、公認会計士としての財務及び会計に関する豊富な知識・経験と高い倫理観に基づき、業務執行を行う経営陣から独立した立場で、その知識・経験等をもとに、当社の適正な企業活動への助言や監査を期待したため、引き続き社外監査役候補者として選任をお願いしております。 また、一般株主と利益相反が生じる恐れのない者と判断し、当社の独立役員として指定しております。
5		

4. 捷足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。